

現在、様々な司法改革がなされつつあります。当事務所も、弱者の視点を基本とし、一層市民の方々にとって身近で頼れる事務所になるよう努力してまいります。

事務局長 長坂

新しい年に、新しい弁護士を迎えて来所される方に「来て良かった!!」と思っていただける事務所を作るべく、事務局一同力を合わせ今年もがんばります。

青木

沖縄県西表島にて

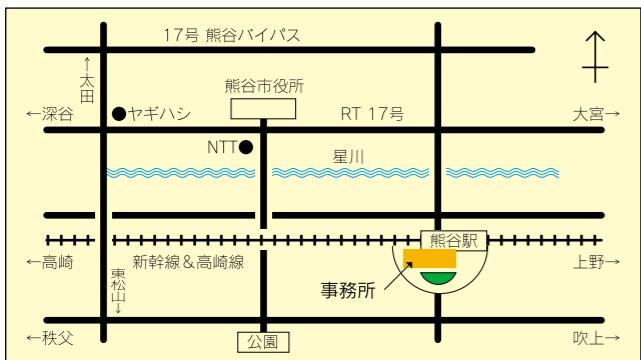


本年もよろしくお願いします。
今後も、より迅速な処理を目指します。
佐藤

最善の対応が出来るよう、業務に励んで参りますので、宜しくお願い致します。
岩崎

来所される方が安心・リラックスして事件のご相談ができるよう、一人一人に丁寧な対応を心がけて参ります。
野々宮

周辺地図



ビルの外観写真



業務案内

業務時間

祝日を除く月～金曜日 午前9時～午後6時

法律問題が発生しそうな場合、まず法律相談を行います。

弁護士が相談者から事情を伺い、法律上のアドバイスをして、問題解決の方向を示します。1回30分5000円の相談料を申し受けます。なお、債務整理の相談は無料です。

お電話にてご予約をお願いします。

午前9時～午後5時の間に 048-527-6200 へお電話下さい。

弁護士が代理人として、裁判を行います。

弁護士の費用は、事件を始める際の「着手金」、印紙代等の事件処理にかかる「実費」、事件解決の際の成功度合いに応じた「成功報酬」に区分されます。

当事務所では、旧・日弁連の定めた報酬基準に準拠した報酬基準を採用しています。また、債務整理事件(自己破産・個人再生・任意整理)については、費用の分割払いもお受けしています。

当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、費用を立て替える制度(法律扶助制度)の利用も可能です。

相談の予約

事件の依頼

法律扶助

けやき総合法律事務所 ニュース

弁護士法人 けやき総合法律事務所
〒360-0036
埼玉県熊谷市桜木町一丁目1番1号
秩父鉄道熊谷ビル4階
TEL 048-527-6200
FAX 048-527-6210
<http://www5b.biglobe.ne.jp/~keyaki/>

寒中お見舞い申し上げます



新緑と残雪の乗鞍岳

5月末、新緑薫る乗鞍高原から、
残雪の乗鞍岳に。天候に恵まれ山頂
から一気に滑り降りた。

年頭にあたり、皆様によい一年であることを祈念させていただきます。

今年は、米国発の金融不安に端を発する不況と雇用の不安が深刻となるおそれがあります。また、政治の世界では、2大政党が問題解決の方向を示せず、混迷を深めています。

そうした中、司法界では、5月には裁判員制度がスタートし、裁判官に独占されてきた裁判に国民の参加が実現します。

まさに、時代は変わろうとしています。

当事務所も、一昨年、駒澤昭典弁護士を秩父法テラスに送り出しました。その後、弁護士一人となり法律相談の予約が取りづらいなど利用者の方にご不便をおかけしてきましたが、このたび、二人の仲間を新たに事務所に迎え入れることができました。

時代が変わる中で、いろいろな課題に柔軟に対応することが求められます。しかし、その中でも、足元を固め、弁護士としてどうあるべきかという信念を持ちつつ対応していきたいと考えています。

本年も、一層のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

2009年1月

弁護士法人 けやき総合法律事務所

弁護士 南雲芳夫
弁護士 笠原徳之
弁護士 白石加代子
事務局員一同



PM2.5規制に向け新基準へ

－東京大気汚染裁判解決後の動き－

一昨年8月、勝利的な和解解決を実現した東京大気汚染裁判では、和解の内容として、賠償金の支払いのほか、①、気管支ぜん息患者の医療費を無料とする救済制度の創設と、②PM2.5(微小粒子)の環境基準の検討外の公害対策の強化を獲得しました。

○医療費救済制度スタート

昨年8月から、国・自動車メーカー、首都高と東京都の財源負担により、都内在住の全ての気管支ぜん息患者の治療費が無料となりました。気管支ぜん息は慢性的な病気で、いったん罹患すると継続的な薬のコントロールが不可欠です。そのため、治療費の負担の大きさから受診を控えざるを得なくなり、結果として症状を悪化させる例もありました。

新しい制度のもと、都内全ての患者さんが安心して受診ができるようになりました。川崎市でも、類似の制度が導入されています。埼玉県でも、4月19日に同様の制度の創設を求める連絡会の結成が行われます。

○PM2.5(微小粒子状物質)の環境基準の設定に

PM2.5の環境基準の設定は、大気裁判の和解の中で検討を約束したものでした。環境省は専門家の検討会を重ねてきましたが、昨年12月に、新たに環境基準を設定する方針を決め、中央環境審議会に諮問し、今年中にも基準を作ると報じられました。

我が国では、直徑10ミクロン以下の大きな粒子の環境基準が定められていました。しかし、国際的には、呼吸器への影響や発ガン性などから、より細かな2.5ミクロン以下の粒子が問題とされており、米国や、WHOも基準を定めています。

こうした外国の基準と対比すると、わが国のPM2.5の汚染は深刻な実態にあります。新しい基準の制定とともに、その基準にそった対策の強化が求められています。



アスベスト被害の根絶・救済を求めて

集団提訴

2008年5月、東京・埼玉・千葉の大工さんなど建設労働者が、アスベスト被害をもたらした国とアスベスト建材製造企業46社を相手に、謝罪と損害賠償を求めて裁判を起こしました。

その後、横浜地裁への提訴もあり、原告は、遺族を含め総勢221名に上ります。

建設アスベスト被害とは？

アスベストは、古くからじん肺の原因になるほか、肺がん・中皮腫の原因となる事が指摘されてきました。しかし、耐火性に優れることなどから建材として広く使われてきました。昭和48年に、WHO(世界保健機構)によって発ガン物質に指定されて以降も、石綿スレートや壁材、保溫材などに使われ続けました。そのため、建築現場での建材の切断などに際して、アスベストの粉じんが飛散し、これを吸い込んだ建設労働者に肺がん、中皮腫などが多く発生するに至っています。

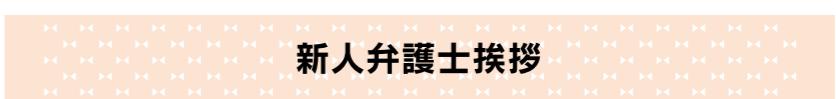
この裁判は、アスベストの危険性を知りながら使用規制を怠った国と、生命より企業の利益を優先してアスベスト建材を製造し続けた建材メーカーの責任を追求するものです。



救済を

アスベストは、現在は全面禁止されています。しかし、アスベストの被害は、吸入して20年以上のうちに発症することも多く、今後も、多くの被害の発生が続くことが懸念されています。

この裁判で、原告は、損害賠償を求めています。しかし、それとともに、国とアスベスト建材企業に対して、被害者救済基金による救済制度の創設も求めています。原告には、高齢かつ重篤な病気の方が多くいます。早期の解決に向けて、力を合わせることが求められています。



新人弁護士挨拶



本年から、けやき総合法律事務所に入所いたしました弁護士の笠原徳之と申します。生まれは宮城県の藏王おろしの吹く山間部で、育ちは東京の江戸川区です。司法修習は、当事務所のある埼玉県でした。弁護士として当事務所に勤務するにあたっての抱負は、一言で言えば「真に信頼される弁護士」に近づくことです。司法修習を通して、依頼者や相談者の方々のお話を真摯に聞く姿勢の大切さと弱者保護の重要性を感じました。本当に困っておられる方は、声を挙げることができません。だからこそ、その人を支えるべき弁護士は、真摯な姿勢で向かい合い、声なき声を聞き逃してはならない、そのようなことを学んだ気がいたします。一人の人間として当たり前の感覚を持ち、市民の方々と共に考え、共に泣き、共に笑う事ができる弁護士、そして依頼者のために最大限の努力を惜しまない弁護士。それこそが真の信頼に足りうるものであると思います。けやき総合法律事務所の一員として、弁護士としての一歩を踏み出すこととなりましたが、今まで自分が培ってきた経験と修習での学びを活かし、真に信頼される弁護士になれればと思います。これから宜しくお願ひいたします。



笠原 徳之

昨年1年間の司法修習を経て、今年1月からけやき総合法律事務所に入所致しました弁護士の白石加代子と申します。

私は、埼玉県で生まれ育ち、司法修習を前橋にて過ごしました。

初めての一人暮らしということもあり緊張して前橋に行きましたが、前橋駅を降りると、そこにはけやきが立ち並び、その悠々とした姿に勇気づけられたことを今でも覚えています。

私の司法修習は、季節ごとに色づいたり、葉を落としながらも、いつでもどっしりと根を張るけやきに見守られ、支えられて終えることができました。

けやきは私の思い出深い木であるとともに、また、埼玉県のシンボルの木として、人々に親しまれています。

昨今は、景気悪化による派遣切りや、DV被害の増加、ネットいじめなど、実に様々な問題が世の中にあふれています。生きていくことが難しくなってきたのではないかでしょうか。



眞面目に働く人たちがきちんと報われるよう、謂われなき被害を受けることがないよう、あるべき社会を目指すべく、私もけやきの木のようにどっしりと、そして親しまれる弁護士になればと思っております。

新人ではありますが、一つ一つの事件を精一杯取り組むつもりでおりますので、よろしくお願い申し上げます。

白石 加代子